入 札 説 明 書

件名：

・その７　中型浮遊選鉱試験機の購入
・その８　ゼータ電位測定装置の購入
・その９　乾式密度測定装置の購入
・その10　マイクロウェーブ試料分解装置の購入

平成２６年１１月１９日

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
金属資源技術部

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の調達契約に係る入札公告（平成２６年１１月１９日付け公示）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

配布資料一覧

	枚数　（頁数：面）
配付資料１ 物品購入契約書（案）：（案－１に同じ）	：６枚（11 頁：両面） （別記１頁を含む）
配布資料２	：小計（４枚）
仕様書：（案－２に同じ）	
・その７　中型浮遊選鉱試験機の購入	：１枚（２頁：両面）
・その８　ゼータ電位測定装置の購入	：１枚（２頁：両面）
・その９　乾式密度測定装置の購入	：１枚（２頁：両面）
・その 10　マイクロウェーブ試料分解装置の購入	：１枚（２頁：両面）
配布資料３	：３枚（６頁：両面）
入札公告：（案－３に同じ）	
配布資料４	：４枚（８頁：両面）
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構競争契約入札心得	
・様式１　（添付省略：配布資料６の別記様式１を使用のこと）	
・様式２　入札書	
・様式３　委任状	
・様式４　入札辞退届	
配布資料５	：１枚（２頁：両面）
「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構競争契約入札心得」の補足	
配布資料６	：小計（８枚）
競争参加に必要な書類（提出・作成等要領）	
・本文	：１枚（２頁：両面）
・別記様式１　一般競争入札参加及び資格確認申請書	：１枚（１頁：片面）
・別記様式２　資料の譲渡等禁止に係る誓約書	：１枚（１頁：片面）
・別記様式３　納入実績調書	：１枚（２頁：両面）
・別記様式４　証明書	：１枚（１頁：片面）
・同（参考資料）独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 契約事務取扱要領（抄）	：１枚（１頁：片面）
・別記様式５　技術提案書	：２枚（２頁：片面）

以　上

配布資料１

物　品　購　入　契　約　書（案）

１．件　　　名　（別記）

２．品名及び数量　仕様書のとおり

３．仕　　　様　仕様書のとおり

４．納入場所　秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館９番地３
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
金属資源技術研究所

５．納入期限　平成２７年5月２０日まで

６．契約金額　金　，　，　円
（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税の額　金　，　，　円）

７．契約保証金　免除

上記の物品購入について、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「発注者」という。）と　　　　（以下「受注者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本契約書を２通作成し、発注者及び受注者それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年　月　日

発注者　東京都港区虎ノ門二丁目１０番１号
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役
金属資源開発本部長　　辻本　崇史

受注者

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（仕様書、別冊の入札説明書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、頭書記載の物品（以下「物品」という。）を頭書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）までに頭書記載の納入場所（以下「納入場所」という。）に納入（設置が完了し、正常に使用することが確認されたときをいう。以下同じ。）を完了し、物品を発注者に引き渡すものとし、発注者はその契約代金を支払うものとする。

３　受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、物品を納入するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

４　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

５　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

７　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第89号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約書に定める指示、請求、通知、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

４　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を書面による発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

（秘密の保持）

第４条　受注者は、この契約の履行に関して知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはな

らない。
2　受注者は、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた図面等（物品の納入を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡若しくは貸与をしてはならない。
3　乙は、本契約終了後においても前２項の責任を負う。

（貸与品）
第５条　発注者が受注者に貸与する図面その他物品の納入に必要な物品（以下「貸与品」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。
2　受注者は、貸与品の引渡しを受けたときは、直ちに発注者に借用書を提出しなければならない。
3　受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
4　受注者は、仕様書等に定めるところにより、物品の納入の完了によって不用となった貸与品を発注者に返還しなければならない。
5　受注者は、故意又は過失により貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期限までに代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（危険負担）
第６条　物品の引渡し前に、物品に生じた損害その他物品の納入に関して生じた損害（次項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
2　物品の納入について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
3　前項の場合その他物品の納入について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査及び引渡し）
第７条　受注者は、物品を納入したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
2　発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、物品の納入の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に口頭又は書面にて通知しなければならない。
3　前２項の場合において、物品の納入及び検査に直接要する費用は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。
4　発注者は、第２項の検査に合格した後、受注者が物品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該物品の引渡しを受けるものとし、所有権は引渡しを完了したときから発注者に移転するものとする。
5　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該物品の引渡し及び所有権の移

転を契約代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は当該請求に直ちに応じなければならない。

6　受注者は、物品が第２項の検査に合格しないときは、直ちに取替等の適切な措置を行い検査職員の検査を受けなければならない。当該検査に合格した場合においては、前５項の規定を準用する。

（契約代金の支払い）

第８条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、契約代金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受けた日から３０日以内に契約代金を支払わなければならない。

（瑕疵担保）

第９条　発注者は、物品に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めて取替等を請求し、又は取替等に代え若しくは取替等とともに損害の賠償を請求することができる。

２　前項の規定による取替等又は損害賠償の請求は、第７条第４項又は第５項の規定による引渡しを受けた日から１年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は２年とする。

３　発注者は、物品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該取替等又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

４　第１項の規定は、物品の瑕疵が仕様書等の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第１０条　受注者の責に帰すべき事由により納入期限までに物品の納入を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、契約代金額につき、遅延日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額とする。

３　発注者の責に帰すべき事由により、第８条第２項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第１１条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、いつでも契約を解除することができる。

一　その責に帰する事由により、納入期限までに物品の納入が完了しないと明らかに認められるとき。
二　前号に掲げる場合の他、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
三　第１３条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
２　前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約代金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

第１２条　発注者は、前条第１項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
２　発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）
第１３条　受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。
２　受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
３　前項の規定により、発注者が損害を賠償する場合の賠償金の額については、発注者と受注者が協議して定める。

（解除の効果）
第１４条　契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

（解除に伴う措置）
第１５条　受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を受注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

（保険）
第１６条　受注者は、任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものをすみやかに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）
第１７条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期限を経過した日から契約代金の支払いの日まで年５パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年５パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（紛争の解決）

第１８条 この契約に関して発注者と受注者間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、誠意をもってその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者それぞれが負担する。

２　前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項の発注者と受注者間の紛争について民事訴訟法（明治２３年法律第２９号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和２６年法律第２２２号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（裁判管轄）

第１９条　この契約に係る訴訟の管轄裁判所は、発注者の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

（発注者による契約の公表）

第２０条　受注者は、本契約の件名、契約金額、受注者の氏名又は名称及び住所等を発注者が公表することに同意する。

（契約外の事項）

第２１条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

特記事項

【特記事項１】

（談合等の不正行為による契約の解除）

第１条　発注者は､次の各号のいずれかに該当したときは､契約を解除することができる。

一　本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからニまでのいずれかに該当することとなったとき

イ　独占禁止法第４９条第１項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ　独占禁止法第５０条第１項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ　独占禁止法第６６条第４項の審決が確定したとき

ニ　独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

二　本契約に関し､受注者の独占禁止法第８９条第１項又は第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

三　本契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第２条　受注者は、前条第１号イからニまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを発注者に提出しなければならない。

一　独占禁止法第４９条第１項の排除措置命令書

二　独占禁止法第５０条第１項の課徴金納付命令書

三　独占禁止法第６６条第４項の審決についての審決書

四　独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第３条　受注者が、本契約に関し、第１条の各号のいずれかに該当したときは、発注者が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

３　第１項に規定する場合において、受注者が事業者団体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5　受注者が、第１項の違約金及び前項の損害賠償金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

【特記事項２】

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第４条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第５条　受注者が、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等の契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2　発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等の契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第６条　発注者は、第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これに

より受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2　受注者は、発注者が第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3　受注者が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、発注者が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5　第２項に規定する場合において、受注者が事業者団体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6　第３項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7　受注者が、第３項の違約金及び前項の損害賠償金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第７条　受注者は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（別　記）

その７　中型浮遊選鉱試験機の購入

その８　ゼータ電位測定装置の購入

その９　乾式密度測定装置の購入

その10　マイクロウェーブ試料分解装置の購入

配布資料２

仕　様　書　（その７　中型浮遊選鉱試験機の購入）

１．品名

中型浮遊選鉱試験機

２．数量

１式

３．目的

JOGMEC では、海底熱水鉱床等の難処理鉱を対象とした選鉱・製錬技術の研究開発の実施を予定している。鉱石中から目的鉱物を濃縮する方法の１つに、鉱物表面の濡れ性の違いにより目的鉱物と不要な鉱物とを選別する方法である浮遊選鉱（浮選）がある。当該装置は１～２キログラムの鉱石試料で浮選試験を行う際に使用する。

４．装置の構成

本装置は、下記のような構成であること。

・浮選機本体
・セル部

４－１．浮選機本体

・デンバー型の浮選試験機であること。
・卓上型であること。
・撹拌速度及び送気量を調整可能なこと。
・パルプと触れる部分については 90℃、pH2～12 にも耐えられること。
・電源は 50Hz、100V で使用可能であること。

４－２．セル部

・異なる大きさのステンレス製セルを４つ付属のこと。その大きさは、比重 2.7 の固体試料各 250g、500g、1kg、2kg について、固体濃度を 20%程度にして浮選試験を行うのに適した大きさであること。

５．納品確認試験

・装置の納品前に、装置の性能検査を実施し、性能検査証明書を提出し、担当者の確認を取ること。
・性能検査の際に、装置稼働時の最大電力使用量を明らかにし、装置本体に最大電力量を明記（シール等の貼付など）すること。
・性能検査の項目については、担当者と協議の上、決定する。

６．アフターサービス・メンテナンスの体制

・納入予定場所における調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制等について具体的に示すこと。

７．検収条件

・納入、据付調整後、性能検査を実施し、正常に機器が動作することを確認すること。

８．納入物品

・中型浮遊選鉱試験機　１式

・取扱説明書（日本語）　紙媒体１冊、電子媒体（CD-ROM等）１式

・性能検査証明書　１部　（納品前に証明書を提出すること）

９．納入期限

平成２７年5月２０日

１０．納入場所

秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館９番地３

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　金属資源技術研究所

１１．付帯事項

・納入時には、本装置の安全操作及び一般的な保守について講習を行うこと。

・搬入、据付、配管、配線、調整等に必要な二次側の配管・配線等については納入業者の責により行うこと。

・納入された製品における能力内の使用中に発生した１年以内の故障については、その修理、調整等責任をもって無償で行うこと。

・本仕様書の技術的内容に関しては、担当者の指示に従うこと。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、担当者と協議の上、決定する。

以上

仕　様　書　（その８　ゼータ電位測定装置の購入）

１．品名

ゼータ電位測定装置

２．数量

１式

３．目的

JOGMEC では、海底熱水鉱床等の難処理鉱を対象とした選鉱・製錬技術の研究開発の実施を予定している。鉱石中から目的鉱物を濃縮する方法の１つに、鉱物表面の濡れ性の違いにより目的鉱物と不要な鉱物とを選別する方法である浮遊選鉱（浮選）がある。当該装置は、濡れ性の違いを生み出す捕収剤の選定に資するデータとなる、鉱物表面の電位を測定する際に使用する。

４．装置の構成

本装置は、下記のような構成であること。

・電位測定部

・システムコントロール部

４－１．電位測定部

・金属鉱物、岩石試料のゼータ電位測定に適すること。

・ゼータ電位換算で-200～+200mV の範囲の測定が可能であること。

・最大 100μm の粒子径の試料を測定できること。

・自動 pH 滴定機能を有すること。

４－２．システムコントロール部

・JOGMEC が用意するオペレーティングシステム（OS）として Microsoft Windows 7 が導入されているパーソナルコンピュータ（PC）で制御可能であること。

・PC の OS が 2015 年以降に更新される際にもソフトウェアの変更等により装置本体が使用可能であること。

・データを txt、csv、xls、xlsx のいずれかで出力可能であること。

５．納品確認試験

・装置の納品前に、装置の性能検査を実施し、性能検査証明書を提出し、担当者の確認を取ること。

・性能検査の際に、装置稼働時の最大電力使用量を明らかにし、装置本体に最大電力量を明記（シール等の貼付など）すること。
・性能検査の項目については、担当者と協議の上、決定する。

６．アフターサービス・メンテナンスの体制
・納入予定場所における調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制等について具体的に示すこと。

７．検収条件
・納入、据付調整後、性能検査を実施し、正常に機器が動作することを確認すること。

８．納入物品
・ゼータ電位測定装置　１式
・取扱説明書（日本語）　紙媒体１冊、電子媒体（CD-ROM 等）１式
・性能検査証明書　１部　（納品前に証明書を提出すること）

９．納期
平成２７年５月２０日

１０．納入場所
秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館９番地３
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　金属資源技術研究所

１１．付帯事項
・納入時には、本装置の安全操作及び一般的な保守について講習を行うこと。
・搬入、据付、配管、配線、調整等に必要な二次側の配管・配線等については納入業者の責により行うこと。
・納入された製品における能力内の使用中に発生した１年以内の故障については、その修理、調整等責任をもって無償で行うこと。
・本仕様書の技術的内容に関しては、担当者の指示に従うこと。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、担当者と協議の上、決定する。

以上

仕　様　書　（その９　乾式密度測定装置の購入）

１．品名

乾式密度測定装置

２．数量

１式

３．目的

JOGMEC では、海底熱水鉱床等の難処理鉱を対象とした選鉱・製錬技術の研究開発の実施を予定している。鉱石中から目的鉱物を濃縮する方法の１つに比重差を利用した選別（比重選別）があり、当該装置は試料の密度を測定する装置のため、比重選別試験に資するデータが得られる。

４．装置の構成

本装置は、下記のような構成であること。

・測定部
・セル
・恒温水槽
・真空ポンプ

４－１．測定部

・窒素等のガスを用いた気相置換法による乾式分析であること。
・測定１回当たり約１分であること。
・自動検量機能があること。
・電源は 50Hz、100V で使用可能であること。

４－２．セル

・10～30mL 及び 100～150mL の容量を持つセルを付属のこと。

４－３．恒温水槽

・１５～３５℃の水を当該装置に安定供給する能力を有すること。

４－４．真空ポンプ

・当該装置に適した能力を有すること。

５．納品確認試験

・装置の納品前に、装置の性能検査を実施し、性能検査証明書を提出し、担当者の確認を取ること。

・性能検査の際に、装置稼働時の最大電力使用量を明らかにし、装置本体に最大電力量を明記（シール等の貼付など）すること。

・性能検査の項目については、担当者と協議の上、決定する。

６．アフターサービス・メンテナンスの体制

・納入予定場所における調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制等について具体的に示すこと。

７．検収条件

・納入、据付調整後、性能検査を実施し、正常に機器が動作することを確認すること。

８．納入物品

・乾式密度測定装置　１式

・取扱説明書（日本語）　紙媒体１冊、電子媒体（CD-ROM等）１式

・性能検査証明書　１部　（納品前に証明書を提出すること）

９．納入期限

平成２７年5月２０日

１０．納入場所

秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館９番地３

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　金属資源技術研究所

１１．付帯事項

・納入時には、本装置の安全操作及び一般的な保守について講習を行うこと。

・搬入、据付、配管、配線、調整等に必要な二次側の配管・配線等については納入業者の責により行うこと。

・納入された製品における能力内の使用中に発生した１年以内の故障については、その修理、調整等責任をもって無償で行うこと。

・本仕様書の技術的内容に関しては、担当者の指示に従うこと。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、担当者と協議の上、決定する。

以上

仕 様 書 （その10 マイクロウェーブ試料分解装置の購入）

１．品名

マイクロウェーブ試料分解装置

２．数量

１式

３．目的

JOGMEC では、海底熱水鉱床等の難処理鉱を対象とした選鉱・製錬技術の研究開発の実施を予定している。鉱石試料には貴金属等が ppm、ppb オーダーで含有するが、これらの微量含有金属の測定には試料を強酸等により溶解し測定することが多い。当該装置は、試料を強酸等により高温・高圧で溶解する際に使用する。

４．装置の構成

本装置は、下記のような構成であること。

・本体
・容器
・自動容器開閉装置

４－１．本体

・マイクロ波により酸等に浸漬した岩石試料を溶解させることができること。
・マイクロ波を均一に試料に照射する機構を有すること。
・温度を分単位で制御可能であること。
・加熱対象試料の温度をモニタリングできること。
・圧力可動式ドアであること。
・排気システムを有すること。
・自動ドアロックシステムを有すること。

４－２．容器

・高温高圧下での溶解に対応した容器であること。
・過剰な圧力がかかった際に対応した圧力解放機能を備えていること。
・金属鉱物、岩石の溶解に適したものであること。
・上記機能を備えた容器を１０本以上付属すること。

４－３．自動容器開閉装置

・容器の開閉を自動的に行うことができること。
・排気システムが内蔵され、容器を開放する際に作動すること。

５．納品確認試験

・装置の納品前に、装置の性能検査を実施し、性能検査証明書を提出し、担当者の確認を取ること。

・性能検査の際に、装置稼働時の最大電力使用量を明らかにし、装置本体に最大電力量を明記（シール等の貼付など）すること。

・性能検査の項目については、担当者と協議の上、決定する。

６．アフターサービス・メンテナンスの体制

・納入予定場所における調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制等について具体的に示すこと。

・試料溶解に関する助言を求められた際に迅速に対応できること。

７．検収条件

・納入、据付調整後、性能検査を実施し、正常に機器が動作することを確認すること。

８．納入物品

・マイクロウェーブ試料分解装置　１式

・取扱説明書（日本語）　紙媒体１冊、電子媒体（CD-ROM 等）１式

・性能検査証明書　１部　（納品前に証明書を提出すること）

９．納期

平成２７年5月２０日

１０．納入場所

秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館９番地３

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　金属資源技術研究所

１１．付帯事項

・納入時には、本装置の安全操作及び一般的な保守について講習を行うこと。

・搬入、据付、配管、配線、調整等に必要な二次側の配管・配線等については納入業者の責により行うこと。

・納入された製品における能力内の使用中に発生した１年以内の故障については、その修理、調整等責任をもって無償で行うこと。

・本仕様書の技術的内容に関しては、担当者の指示に従うこと。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、担当者と協議の上、決定する。

以上

配布資料３

入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成２６年１１月１９日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役
金属資源開発本部長　辻 本 崇 史

１．競争入札に付する事項

（１）件名

・その７　中型浮遊選鉱試験機の購入
・その８　ゼータ電位測定装置の購入
・その９　乾式密度測定装置の購入
・その10　マイクロウェーブ試料分解装置の購入

（２）内容　金属資源技術研究所（秋田県鹿角郡小坂町）において、難処理鉱を対象とした選鉱・製錬技術の研究開発事業を実施するにあたり、必要となる当該試験機器・装置を新規に調達する。

（３）契約期間　契約締結日から平成２７年５月２０日

（４）入札方法

一般競争入札とする。

入札については、１．（１）の件名ごとにそれぞれ入札に付する。

入札金額は、１.（１）の件名ごとに、それぞれの金額を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った価格の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２．競争に参加する者に必要な資格に関する事項

下記全ての条件を満たすものについて競争に参加する資格を付与するものとする。

（１）独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の「競争参加者の資格に関する公示」の「３　競争に参加することができない者」に該当しない者であること。

（２）独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構契約事務取扱要領第７条及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の契約に係る競争参加者資格審査に係る事務取扱要領の規定による平成２５・２６・２７年度における一般競争参加者の資格のうち、「物品の製造・販売等」の分野における「物品の製造」又は「物品の販売」にて、次表の各等級に格付けされている者であること、又は現在当該競争参加資格を有さない者にあっては、９.の競争参加者資格審査を受け、５．の入札の前日までに当該等級に格付けされる見込みである者であること。

契約件名	資格等級
その７　中型浮遊選鉱試験機の購入	Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ(製造)
	Ａ、Ｂ、Ｃ(販売)
その８　ゼータ電位測定装置の購入	Ａ、Ｂ、Ｃ
その９　乾式密度測定装置の購入	Ａ、Ｂ、Ｃ
その10　マイクロウェーブ試料分解装置の購入	Ａ、Ｂ、Ｃ

（３）納入場所における調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

（４）現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。

（５）その他の条件は入札説明書による。

３．競争入札参加申し込み

競争入札に参加を希望する者は、次のとおり参加申し込み手続きを行うこと。

提出期限：　平成２６年１２月１７日（水）１７時００分

提出方法：　４．（２）に示す場所へ、別途配布の「入札説明書」の「配布資料６」に示した必要な書類を揃えて、郵送・持参等により上記提出期限までに提出（必着）すること。なお、提出書類は、１．（１）の件名ごとにそれぞれ作成するものとする。

確認方法：入札参加資格がないと認めた者にだけ、平成２６年１２月２５日（木）１７時００分までに一般競争入札参加資格者不確認通知書をファクシミリにて送信する。

４．契約条項を示す場所

（１）契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒105-0001　東京都港区虎ノ門二丁目１０番１号
虎ノ門ツインビルディング西棟
独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
金属資源技術部　企画課（西棟１５階）
亀山正義　TEL：03-6758-8439、FAX：03-6758-8058

〒017-0202　秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館９番地３
独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
金属資源技術研究所
高本宏介　TEL：0186-29-3829、FAX：0186-29-3849

（２）申請書等の提出場所及び問い合わせ先

〒105-0001　東京都港区虎ノ門二丁目１０番１号
虎ノ門ツインビルディング西棟
独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
金属資源技術部　企画課（西棟１５階）
亀山正義　TEL：03-6758-8439、FAX：03-6758-8058

（３）入札説明書の交付期間、方法及び場所

平成２６年１１月１９日（水）から平成２６年１２月１６日（火）１５時００分まで、上記４．（１）の双方の場所において交付するとともに、当機構ホームページにも掲載する。

（４）入札説明会の日時及び場所

入札説明会は開催しない。

５．入札の日時及び場所

（１）入札の日時及び場所

平成２７年１月１４日（水）１４時００分

〒105-0001　東京都港区虎ノ門二丁目１０番１号

虎ノ門ツインビルディング西棟

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

西棟１５階　１５ＡＢ会議室

６．入札保証金及び契約保証金に関する事項

全額免除

７．その他必要な事項

（１）入札の無効

競争に参加する資格を有しない者が行った入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

（２）契約書作成の要否

要

（３）落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最も低い価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められると

き、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととになるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（４）手続きにおける交渉の有無
　無

（５）入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨に限る。

８．契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとする。

（１）公表の対象となる契約先
　次のいずれにも該当する契約先
　① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
　② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
　※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内

９．その他

新たに「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の契約に係る競争参加者資格審査に係る事務取扱要領の規定による「平成２５・２６・２７年度一般競争参加者の資格」を得ようとする者にあっては、機構ホームページ「入札・公募情報／入札参加の資格の取得について」http://www.jogmec.go.jp/news/bid/participation_001.html を閲覧の上、所定の手続きを所定の期限に間に合うように行うこと。

以　上

配布資料４

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構競争契約入札心得

平成 16 年 11 月 16 日
2004 年（財経）通達第 85 号
最終改正　平成 23 年 11 月 1 日
（本件用に一部加筆修正）

（目的）

第１条　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構会計規程（２００４年（財経）規程第６号）、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構契約事務取扱要領（２００４年（財経）要領第１号）等に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。ただし、電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）によるものについては、この限りではない。

（一般競争参加の申出）

第２条　一般競争に参加しようとする者は､当該入札公告において指定した期日までに、様式１により作成した一般競争入札参加申請書に当該公告において指定した書類を添え、理事長又は契約担当役（以下「契約担当役等」という。）にその旨を申し出なければならない。

（入札保証金等）

第３条　競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に､見積金額の１００分の８以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

（入札等）

第４条　入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は、様式２により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻に、入札箱に投入しなければならない。

3　入札書は、特定調達契約に該当する場合には書留郵便をもって提出することができ、特定調達契約に該当しない場合には入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当役等においてやむを得ないと認めたときのみ書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、契約担当役等あての親展で提出しなければならない。

4　前項の入札書は、公告又は通知した時刻までに到達しないものは無効とする。

5　入札参加者は、提出した入札書の引替え、変更又は取消しをすることはできない。

6　入札参加者は、入札に際し、再度の入札に備え必要な部数を持参しなければならない。

7　入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、入札書には入札者が見積もった価格の１０８分の１００に該当する金額を記載しなければならない。

（入札代理人）

第５条　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、様式３による委任状を持参させなければならない。

2　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

3　入札参加者は、入札代理人として使用するものが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について契約担当役等が定める３年以内の期間入札代理人とすることはできない。

一　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

六　この項（この号を除く。）の規定により入札代理人とすることができないこととされる者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

（条件付きの入札）

第６条　競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の入札にあたっては指名されることを条件に入札

書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

（入札の辞退）

第７条　指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出なければならない。

一　入札執行前にあっては、入札辞退届（様式４）を契約担当役等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

二　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第８条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第９条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

第１０条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一　競争に参加する資格を有しない者のした入札

二　委任状を持参しない代理人のした入札

三　所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

四　記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代え

ることができる。）を欠く入札

五　金額を訂正した入札

六　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

七　明らかに連合によると認められる入札

八　同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

九　その他入札に関する条件に違反した入札

（入札書等の取り扱い）

第１１条　提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

（落札者の決定）

第１２条　入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、機構の支払の原因となる契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札）

第１３条　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う（入札書の封かんは不要。）。ただし、郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当役等が指定する日時において再度の入札を行う。

（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第１４条　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

２　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金等）

第１５条　落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

（契約書等の提出）

第１６条　契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当役等から交付された契約書の案に記名捺印し、契約担当役等の指定する日までに、これを契約担当役等に提出しなければならない。

２　落札者が契約担当役等の指定する日までに契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。なお、契約を締結しない落札者については、損害賠償の請求を受けるほか、競争参加の制限等が行われることがある。

３　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を契約担当役等に提出しなければならない。ただし、契約担当役等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第１７条　入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（異議の申立）

第１８条　入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附　則

この通達は、平成１６年１１月１６日から施行する。

附　則

この通達は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この通達は、平成２３年１１月１日から施行する。

注）本件では、様式１は、入札説明書の「配布資料６」の「別記様式１」をご利用いただきたく、添付を省略しています。

様式２

（用紙Ａ４縦）

（契約担当役等の役職氏名）あて

入　札　書

件　　名

金

円

（注：見積もった価格の１０８分の１００に該当する金額を記載すること。金額の先頭に「￥」を付すこと。）

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

平成　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　印

（上記代理人氏名　　　　　　　　印）

様式３

（用紙Ａ４縦）

（契約担当役等の役職氏名）あて

委　任　状

私は　　　　　　　　　　　　　　　印　を代理人と定め、下記の行為をする権限を委任します。

記

件　　名

に係る入札及び見積に関する一切の権限

上記委任のこと相違ありません。

平成　　年　　月　　日

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　印

様式４

（用紙Ａ４縦）

（契約担当役等の役職氏名）あて

入　札　辞　退　届

件　　名

上記について、都合により入札を辞退します。

平成　　年　　月　　日

住　　　　所
商号又は名称
代表者氏名　　　　印

配布資料５

平成２６年１１月１９日

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
金属資源技術部

「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構競争契約入札心得」の補足

これまでの入札で不備が多かった内容について、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構競争入札心得」に基づき、以下のとおり補足しますのでご注意下さい。

また、入札心得及び本補足に沿って入札実務を行われない場合、入札の無効等となるおそれがありますので、十分ご留意下さい。

１．入札書への押印について（第４条第２項）

入札書への押印は、「印鑑証明書」にて当方が確認できるもの（実印）にて行うことが原則です。よって、「印鑑証明書」は、必ず持参ください。これ以外の場合は以下のとおり対応して下さい。

・使用印にて行う場合
使用印届を入札開始前までに、契約担当役あて提出して下さい。「使用印届」には、「使用印」と「実印（「印鑑証明書」にて確認できるもの）」の印鑑が対比できるように押していなければなりません。

・代理人印にて行う場合
入札書の代表者氏名の下に「代理人氏名」及び「代理人印（委任状にて確認できるもの）」を押し、委任状を入札開始前までに、契約担当役あて提出して下さい。

なお、「印鑑証明書」は、「法人印鑑証明書」の原本（開札の前日から直近３ヶ月以内に発行されたものであること、写しは不可、代表者が入札する場合にも必要です。「印鑑証明書」のみは入札終了後、応札者に原本を返却します。）とし、入札開始前までに提出して下さい。

過年度の入札で、「印鑑証明書」を持参しなかったことにより、誠に残念ながら入札に参加できなくなった事例がありました。くれぐれも「印鑑証明書」の提出及び持参忘れ並びに発行日の期限切れには十分注意して下さい。

２．封かん印について（第４条第２項及び第３項）

入札書の「封かん」は「印鑑証明書」にて当方が確認できるもの（実印）にて行うことが原則です。これ以外の場合は以下のとおり対応して下さい。

・封かんを使用印にて行う場合
使用印届を入札開始前までにに契約担当役あて提出して下さい。
「使用印届」には、「使用印」と「実印（「印鑑証明書」にて確認できるもの）」が押していなければなりません。

・封かんを代理人印にて行う場合
委任状を入札開始前までに契約担当役あて提出して下さい。

３．入札回数について（第４条第６項）

一般競争入札に関して、応札者が１者の場合、１回目の入札が不落の場合の再入札回数は、１回となります。応札者が複数の場合は、応札者が１者になるまで再入札を行い、応札者が１者になった時点においても不落の場合には、同者による再入札を行います。本再入札が不落の場合には、当機構会計規程及び契約事務取扱要領に基づき不落協議をさせていただき、協議が成立した場合は随意契約を締結します。

４．代理人への委任状について（第５条第１項）

委任状に押す社印は「印鑑証明書」にて当方が確認できるもの（実印）にて行うことが原則です。

使用印にて行う場合は、委任状と共に「使用印届」を提出して下さい。

「使用印届」には、「使用印」と「実印（印鑑証明書にて確認できるもの）」が押していなければなりません。

委任状を複数提出することで、委任の再委任を行うことは可能です。この際「印鑑証明書」から「入札書」まで印鑑の対比によりたどることができることが必要です。

また、入札案件を特定せずに、入札及び見積に関する業務を一括して委任している場合（支店に担当地域内の入札･見積の業務を委任している場合など）は、その委任状を提出することで委任状に代えることができます。

この際、当該委任書上において、本件入札が当該委任内容（委任期間、担当地域、業務内容等）に該当していることを確認できることが必要です。

なお、入札時に代理人が出席者名簿に記名捺印した印鑑と、委任状に記名捺印した代理人印鑑が異なった場合又は印章の持参を忘れたため捺印ができなかった場合には、代理人本人出席に拘らず、印鑑の対比ができなくなることから、当該委任行為が確認できないこととなり、再度の入札を実施した場合には参加できなくなります。

過年度には、せっかく応札準備していただいたにも拘らず、誠に残念なことに、前述のとおり「不戦敗」の事例が頻発したことがありますので、十分留意願います。

５．再度入札等（第１３条、第１４条）

第１３条にありますように「再度の入札」を直ちに行う場合もあり得ますので、これに参加することを希望する場合は、第４条６項にあるように必要な部数の入札書（再度の入札における入札書については、封かんは不要）を準備して下さい。

第１４条にある「くじ」を引くことを希望する場合も同様です。参加しない場合は同条第２項のとおり行います。

入札を開始し、最終的に落札者が決定するまでの間は、入札者及び代理人は入札会場から退出することはできません。また、入札開始後の入室もできません。

以　上

配布資料６

平成２６年１１月１９日
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
金属資源技術部

競争参加に必要な書類（提出・作成等要領）

本件に係る「入札公告」の「３．競争入札参加申し込み」に記した「参加申し込み手続き」に「必要な書類」は、以下のとおりです。

（１）一般競争入札参加及び資格確認申請書（別記様式１参照）
別記様式１「一般競争入札参加及び資格確認申請書」に基づいて作成願います。

（２）資格決定通知書（写し）
（１）の書類とともに提出願います。
資格等級取得のため、現在申請中である場合には、不要です。

（３）資料の譲渡等禁止に係る誓約書（別記様式２参照）
別記様式２「資料の譲渡等禁止に係る誓約書」に基づいて作成願います。但し、入札日当日に資格決定通知書（写し）を提出していただきます。

（４）参考見積書（様式任意）
税抜き価格の小計、消費税及び地方消費税額、税込み総額が、それぞれ明確に判別できるように記載願います。

（５）定価証明書等（様式任意）
後述の「カタログ等」に定価が明記されている場合は不要です。
輸入品の場合には、インボイス及びレート証明又は円建て販売理由書、若しくはインボイス不提出理由書が必要となります。

（６）納入実績調書（別記様式３参照）
別記様式３「納入実績調書」に基づいて作成願います。

（７）カタログ（ある場合：様式任意）
カタログがない場合、あっても定価が記されていない場合は、前述の「定価証明書等」を提出願います。
英文の場合は、主要部分（仕様、価格構成説明等）に関しては、その和訳を添付願います。

（8） 代理店証明書（代理店の場合：様式任意）

外国籍会社の場合で、証明書原本が英文である場合には、その和訳を添付願います。

（9） 直接販売証明書（直接製品を代理店等を通さずに販売している場合：様式任意）

（10） 委任状（権限委任の場合：様式任意）

本社から支店、営業所、出張所等に入札・見積発行。契約行為等に係る権限を委任している場合は、権限委任の範囲を明記してある年間委任状等を提出願います。

なお、「配布資料４」の「様式３」の「委任状」については、「入札及び見積に関する一切の権限」に限定しておりますので、契約行為等を委任している場合は、別途上述の委任状が必要となります。

（11） 当機構の契約事務取扱要領第５条及び第６条の規定に該当しないことを証明する書類（別記様式４参照）

別記様式４「証明書」に基づいて作成願います。

（12） 技術提案書（別記様式５参照）

別記様式５「技術提案書」に基づいて作成願います。

なお、装置の構成等の仕様を満たす旨の説明の他、アフターサービス・メンテナンスの体制についても、具体的に記載願います。

以　上

別記様式１

一般競争入札参加及び資格確認申請書

平成２６年　　月　　日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役
金属資源開発本部長　　辻本　崇史　殿

所在地
商号又は名称　　　　　　　　　　　印
代表者
（担当者氏名　　　　電話
　　　　　　　　　　FAX　　　　　　）

平成２６年１１月１９日付けで公告された件名　　　　　　　　　　に係る一般競争入札に参加する資格について確認を受けるため申請をします。

また、貴機構による入札参加資格の確認が得られれば、一般競争入札の入札参加条件を満たすので、入札の参加を申請します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

１．登録番号及び「物品の製造・販売等」の分野における「物品の製造」又は「物品の販売」における等級

・登録番号　　　　　　　　　：＿＿＿＿

・「物品の製造」における等級　：

・「物品の販売」における等級　：

２．添付書類

上記「資格決定通知書」の写し

（資格等級取得のため、現在申請中である場合は、「資格審査申請中」と記入し、入札日当日に資格決定通知書の写しを提出してください。）

別記様式２

資料の譲渡等禁止に係る誓約書

平成２６年　　月　　日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
　契約担当役
　金属資源開発本部長　　辻本　崇史　殿

所在地
商号又は名称
代表者　　　　　　　　　　　　　印
（担当者氏名　　　　　　　電話
　　　　　　　　　　　　　FAX　　　　）

当社は、件名　　　　　　　　　　　　　　　　　に係る入札に参加するにあたり、当該入札に係る入札説明書の入手等によって知り得た一切の事項を第三者に漏らし、又は資料の複写、譲渡若しくは貸与を行わないことを誓約します。

万一、当社の責めに帰すべき事由により、当該入札に参加する等によって知り得た事項が第三者に漏洩し、又は資料の複写、譲渡若しくは貸与が行われ、貴機構に損害が生じた場合は、その損害を賠償いたします。

別記様式３

納入実績調書

平成２６年　　月　　日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役
金属資源開発本部長　　辻本　崇史　殿

所在地
商号又は名称
代表者　　　　　　　　　　印
（担当者氏名　　　　　　電話
　　　　　　　　　　　　FAX　　　　）

１．件名（調達物品名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．納入実績内訳：

契約先	契約日	契約金額 （消費税等抜き）	契約時の定価 （消費税等抜き）	件名	値引率 （％）

（記入上の注意）

1） 官公庁、政府関係機関、独立行政法人、国立大学法人、学校法人及び民間企業に対する、近過去５ヶ年以内（なお、近過去５ヶ年以前の納入実績のご記入を妨げるものではありません。）の同等品の納入実績をご記入ください。同等品の納入実績がない場合は、類似品の納入実績をご記入ください。

2） 納入実績がある場合は、実績を証明する資料（契約書、見積書、価格表又は価格証明書等の写し）を添付してください。

3） 値引き率は、小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位までをご記入ください。なお、端数処理を行っている場合は、「○％＋○○円未満端数処理」とご記入ください。

4） 近過去５ヶ年以前でも納入実績がない場合は、「官公庁、政府関係機関、独立行政法人、国立大学法人、学校法人及び民間企業に対し、過去に納入した実績はございません。」とご記入ください。

別記様式４

証　明　書

平成２６年　　月　　日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
　契約担当役
　金属資源開発本部長　　辻本　崇史　殿

所在地
商号又は名称
代表者　　　　　　　　　　　　印
（担当者氏名　　　　　　電話
　　　　　　　　　　　　FAX　　　）

当社は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構契約事務取扱要領第５条及び第６条の規定に該当しないことを証明いたします。

別記様式４（参考資料）

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構契約事務取扱要領（抄）

平成16年2月29日
2004年(財経)要領第1号
最終改正　平成23年11月1日

（一般競争に参加させることができない者）

第５条　理事長又は契約担当役（以下「契約担当役等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第３７条第１項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第６条　契約担当役等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1)　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

(2)　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

(3)　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

(4)　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

(5)　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

(6)　機構に提出した書類に虚偽の記載をしたとき

(7)　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

２　契約担当役等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる

別記様式５

技 術 提 案 書

平成26年　月　日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役
金属資源開発本部長　辻本　崇史　殿

所在地
商号又は名称
代表者　　　　　　　　　　　　印
（担当者氏名　　電話
FAX　　　）

件名　　：

技術提案内容　：　次表のとおり

件名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　に関する技術提案内容

Ⅰ．装置の構成等

項番	JOGMEC仕様書　技術的要件	技術提案仕様	備　考（特記すべき事項等）

註）記入行数は、仕様書の項目に応じて増減願います。

Ⅱ．アフターサービス・メンテナンスの体制等

項番	JOGMEC仕様書　要件	提案仕様	備　考（特記すべき事項等）
6	・納入場所における調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制等について具体的に示すこと。（その7～その10共通）		
	・試料溶解に関する助言を求められた際に迅速に対応できること。（その10のみ）		